

かがわ省エネ節電所

平成29年度 夏の参加事業所募集!

かがわ省エネ節電所とは...

ご家庭や事業所で取り組んでいる省エネ節電行動にチェックすることで、電力やCO₂の削減量が一目で分かるサイトです。



2016年度 省エネ節電所の参加状況



登録期間

平成29年度 夏の登録：平成29年 5月1日～10月31日

夏の登録：5月1日～10月31日
冬の登録：12月1日～3月31日
※4月・11月は、サイトの閲覧のみ可能

登録方法

- ① かがわ省エネ節電所 **検索** からアクセスし、**事業所 新規登録** をクリック。
(過去に登録している場合は **マイページ** をクリック)
- ② 必要事項 (ID、パスワード、事業所名など) を入力後 (過去に登録している場合は **参加者情報変更** で内容を確認)、取り組んでいる省エネ節電行動 (今後取り組むもの含む) にチェックし、**確認** をクリック。

NO	区分	取り組み項目	削減電力量	削減CO ₂ 量	実施
4	事務所	【照明】執務エリアの照明を間引きする。(4分の1程度間引きした場合)	1095.19 kWh	470.9 kg	<input checked="" type="checkbox"/>
5	事務所	【照明】使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する。		kg	<input type="checkbox"/>
6	事務所	【OA機器】長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	505.47 kWh	217.4 kg	<input checked="" type="checkbox"/>

※削減効果は一般的な数値を設定しているため、計算は不要です。

※取り組み項目のチェックのほか、独自の取り組みの入力もできます。

※登録期間中は、**マイページ** から取り組み項目を追加入力することができます。

- ③ 登録内容を確認し、**送信** をクリック。

NO	区分	取り組み項目	削減電力量	削減CO ₂ 量
4	事務所	【照明】執務エリアの照明を間引きする。(4分の1程度間引きした場合)	1095.19 kWh	470.9 kg
5	事務所	【OA機器】長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	505.47 kWh	217.4 kg
108	共通項目2	【その他】月1回以上のエコ通勤デーの実施	-	-
合計			1600.66 kWh	688.3 kg

- ④ **登録完了!** 削減効果が自動的にトップページに反映されます。

※登録後に報告書などを提出する必要はありません。

香川県では、積極的に省エネルギーに取り組む事業所を【省エネ推進事業所】

として指定しています!

詳しくは P.4 をご覧ください。

夏の取り組み項目一覧（事業所用）

※該当する業種、共通項目1・2から選んでください。

番号	区分	取り組み項目	削減電力量 (kWh)	削減CO ₂ 量 (kg)	実施
1	共通項目1	省エネルギーを推進するための責任者（事業所の長など）及び担当者（責任者と同一でも可）を決めている。（※実施済の場合のみチェック）	-	-	<input type="checkbox"/>
2		事業所で使用するエネルギー（燃料（重油、灯油、軽油、ガソリン、都市ガスなど）・熱・電気。事業所で保有している自動車で使用エネルギーを含む。）の使用量を把握し、グラフ化している。（※実施済の場合のみチェック）	-	-	<input type="checkbox"/>
3		事業所におけるエネルギーの使用に関する系統図（蒸気・圧縮空気・冷温水などを含む。）を整備している。（※実施済の場合のみチェック）	-	-	<input type="checkbox"/>
4	事務所	【照明】執務エリアの照明を間引きする。（4分の1程度間引きした場合）	1,095.19	470.9	<input type="checkbox"/>
5		【照明】使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	505.47	217.4	<input type="checkbox"/>
6		【OA機器】長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	505.47	217.4	<input type="checkbox"/>
7		【空調】執務室の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。（+2℃の場合）	673.96	289.8	<input type="checkbox"/>
8		【空調】使用していないエリアは空調を停止する。	336.98	144.9	<input type="checkbox"/>
9		【空調】室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する。	842.45	362.3	<input type="checkbox"/>
10		【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	505.47	217.4	<input type="checkbox"/>
11		【照明】店舗の照明を間引きする。（4分の1程度間引きした場合）	504.99	217.1	<input type="checkbox"/>
12		【照明】使用していないエリア（事務室、休憩所等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場等）の消灯を徹底する。	155.38	66.8	<input type="checkbox"/>
13		【空調】店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。（+2℃の場合）	310.76	133.6	<input type="checkbox"/>
14	卸・小売店	【空調】室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する。	621.52	267.2	<input type="checkbox"/>
15		【空調】使用していないエリア（事務室、休憩所等）は空調を停止する。	-	-	<input type="checkbox"/>
16		【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	-	-	<input type="checkbox"/>
17		【空調】搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場の冷気流出を防止する。	-	-	<input type="checkbox"/>
18		【冷凍冷蔵】業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	77.69	33.4	<input type="checkbox"/>
19		【冷凍冷蔵】冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。	-	-	<input type="checkbox"/>
20		【冷凍冷蔵】オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースについては、冷気が漏れないようビニールカーテンなどを設置する。	-	-	<input type="checkbox"/>
21		【コンセント動力】デモンストレーション用の家電製品などはできる限り電源をオフにする。	-	-	<input type="checkbox"/>
22		食品スーパー	【照明】店舗の照明を間引きする。（4分の1程度間引きした場合）	427.30	183.7
23	【照明】使用していないエリア（事務室、休憩所等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場等）の消灯を徹底する。		155.38	66.8	<input type="checkbox"/>
24	【空調】店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。（+2℃の場合）		77.69	33.4	<input type="checkbox"/>
25	【空調】使用していないエリア（事務室、休憩所等）は空調を停止する。		77.69	33.4	<input type="checkbox"/>
26	【空調】室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する。		310.76	133.6	<input type="checkbox"/>
27	【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。		-	-	<input type="checkbox"/>
28	【空調】搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場の冷気流出を防止する。		-	-	<input type="checkbox"/>
29	【冷凍冷蔵】業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。		388.45	167.0	<input type="checkbox"/>
30	【冷凍冷蔵】冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。		-	-	<input type="checkbox"/>
31	【冷凍冷蔵】オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースに冷気流出防止用ビニールカーテンを設置する。		-	-	<input type="checkbox"/>
32	医療機関		【照明】事務室の照明を間引きする。（4分の1程度間引きした場合）	1,223.63	526.2
33		【照明】使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外等）は消灯を徹底する。	2,447.26	1,052.4	<input type="checkbox"/>
34		【照明】病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。	-	-	<input type="checkbox"/>
35		【空調】病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	611.82	263.1	<input type="checkbox"/>
36		【空調】使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外等）は空調を停止する。	611.82	263.1	<input type="checkbox"/>
37		【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	611.82	263.1	<input type="checkbox"/>
38		【空調】室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する。	1,223.63	526.2	<input type="checkbox"/>
39		【空調】搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。	-	-	<input type="checkbox"/>
40		【コンセント動力】電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。	-	-	<input type="checkbox"/>
41		ホテル・旅館	【照明】客室以外のエリアの照明を間引きする。（4分の1程度間引きした場合）	27,789.55	11,949.6
42	【照明】宴会場の準備、片付けの際には一般照明のみ点灯し、演出照明（シャンデリア等）は消灯する。		-	-	<input type="checkbox"/>
43	【照明】宿泊客への協力要請を通じて、客室の照明を抑制する（使用していない照明の消灯等）。		-	-	<input type="checkbox"/>
44	【空調】使用していないエリア（会議室、宴会場等）は空調を停止する。		4,275.32	1,838.4	<input type="checkbox"/>
45	【空調】ロビー、廊下、事務室等の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。（+2℃の場合）		4,275.32	1,838.4	<input type="checkbox"/>
46	【空調】客室外気給気／浴室排気システムの場合は、10時～16時の送風量を50%風量、または停止する。		8,550.63	3,676.8	<input type="checkbox"/>
47	【空調】厨房排気を確認し適正な風量に調節する（過大な場合は外気を誘引してしまうため）。		-	-	<input type="checkbox"/>
48	【空調】車の動きが少ない時間帯の駐車場給排気ファンの間欠運転をする。		-	-	<input type="checkbox"/>
49	【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。		-	-	<input type="checkbox"/>
50	【空調】宿泊客への協力要請を通じて、客室の空調を抑制する。		-	-	<input type="checkbox"/>
51	【コンセント動力】客室冷蔵庫のスイッチは「切」で待機する。		-	-	<input type="checkbox"/>
52	【コンセント動力】給湯循環ポンプの10時～17時（空室時）の流量削減または停止する（中央給湯方式）。		-	-	<input type="checkbox"/>
53	【節電啓発】館内での貼り紙などを通じて宿泊客へ節電を呼びかける。		-	-	<input type="checkbox"/>

54	飲食店	【照明】使用していないエリア(事務室等)や不要な場所(看板、外部照明等)の消灯を徹底し、客席の照明を間引きする。(4分の1程度間引きした場合)	2,731.00	1,174.0	□
55		【空調】店舗の室内温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。(+2℃の場合)	1,092.40	469.6	□
56		【空調】使用していないエリアは空調を停止する。	-	-	□
57		【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	-	-	□
58		【厨房】冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	409.65	176.1	□
59	【厨房】業務用冷蔵庫のドアの開閉回数や時間を低減し、冷気流出防止ビニールカーテンを設置する。	-	-	□	
60	学校 (小・中・高)	【照明】教室、職員室、廊下の照明を間引きする。(約4割減の場合)	27,891.12	11,992.8	□
61		【照明】点灯方法や使用場所を工夫しながら体育館の照明を4分の1程度間引きする。	3,486.39	1,499.1	□
62		【照明】体育館等で使われる水銀ランプを、セラミックメタルハライドランプに交換する。	-	-	□
63		【空調】使用していないエリア(教室、音楽室等)は空調を停止する。	-	-	□
64		【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	-	-	□
65		【空調】特別教室(音楽室、コンピュータ室等)は連続利用する。	-	-	□
66		【コンセント動力】プールの水位調整のための給排水を少なくするよう工夫する。	-	-	□
67		【コンセント動力】プール用水のろ過フィルタを清掃する。	-	-	□
68		【コンセント動力】待機電力を削減する(特に夏休み中はパソコン、テレビ等のプラグコンセントから抜く。)	-	-	□
69	【コンセント動力】献立や調理の工夫により食器等を減らして食器洗浄機を使用したり、熱風保管庫の使用時間帯をシフトするなど、ピーク電力を抑制する工夫をする。	-	-	□	
70	工場 (製造業)	【照明】執務エリアの照明を間引きする。(4分の1程度間引きした場合)	1,095.19	470.9	□
71		【照明】使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する。	505.47	217.4	□
72		【OA機器】長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	505.47	217.4	□
73		【空調】執務室の室内温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。(+2℃の場合)	673.96	289.8	□
74		【空調】使用していないエリアは空調を停止する。	336.98	144.9	□
75		【空調】室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する。	842.45	362.3	□
76		【空調】日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	505.47	217.4	□
77		【生産設備】不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	-	-	□
78		【生産設備】電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。	-	-	□
79		【ユーティリティ設備】使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。	-	-	□
80		【ユーティリティ設備】コンプレッサの吸気温度を低減する(設置場所の室温と外気温を見合わせる)。	-	-	□
81		【ユーティリティ設備】負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。	-	-	□
82		【ユーティリティ設備】インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。	-	-	□
83	【ユーティリティ設備】冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。	-	-	□	
84	共通項目 2	【照明】照度を調整できる照明器具は、必要のない場合は照度を下げる。	-	-	□
85		【照明】昼休みなどは完全消灯を心掛ける。	-	-	□
86		【照明】照明器具を定期的に清掃する。	-	-	□
87		【照明】従来型蛍光灯を高効率蛍光灯やLED照明に交換する。	-	-	□
88		【OA機器】OA機器は省エネモードを活用する。	-	-	□
89		【空調】温度管理と併せて湿度管理も行う(過度な空調や換気を改める)。	-	-	□
90		【空調】扇風機やサーキュレーターを併用して風向きの調整等を行う。	-	-	□
91		【空調】フィルターを定期的に清掃する(2週間に1程度が目安)。	-	-	□
92		【空調】電気室、サーバー室の空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。	-	-	□
93		【空調】室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。	-	-	□
94		【コンセント動力】使用していない機器のプラグコンセントから抜く。	-	-	□
95		【コンセント動力】自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	-	-	□
96		【コンセント動力】調理機器、冷凍庫、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	-	-	□
97		【節電啓発】節電目標と具体的なアクションについて、関係者(従業員等)に理解と協力を求める。	-	-	□
98	【節電啓発】節電担当を決め、責任者と関係者(従業員等)が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	-	-	□	
99	【節電啓発】家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	-	-	□	
100	【その他】デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	-	-	□	
101	【その他】設備・機器のメンテナンスを適切かつ定期的実施することでロスを低減する。	-	-	□	
102	【その他】手洗い等、水の流し放し、水の出しすぎに注意する。	-	-	□	
103	【その他】低層階の場合は階段を利用する、稼働台数を減らしてなるべく一台に乗り合わせるなどの工夫をし、エレベーターの使用を控える。	-	-	□	
104	【その他】屋上緑化、壁面緑化(緑のカーテンの設置)	-	-	□	
105	【その他】ノー残業デーの推進	-	-	□	
106	【その他】再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の導入	-	-	□	
107	【その他】ノーネクタイなど暑さをしのぎやすい服装(クールビズ)の奨励	-	-	□	
108	【その他】月1回以上のエコ通勤デーの実施	-	-	□	

※削減電力量及び削減CO₂量は、1事業所あたりの半年間の平均値を表しています。

※数値表示のない項目も、省エネ・節電の効果はあります。

省エネ推進事業所 指定制度

香川県では、省エネルギー対策の推進のため、各事業所で取り組んでいる省エネルギーの成果を見える化した「かがわ省エネ節電所」の登録を呼びかけています。

県では【省エネ推進事業所指定制度】を創設しています。この制度は、「かがわ省エネ節電所」に登録し、省エネルギーに取り組む事業所全体のレベルアップを目指すとともに、事業所名や取り組み事例を県のホームページ等で広く周知するものです。

指定の要件

香川県内の事業所で、次の要件を満たしている事業所

- ① かがわ省エネ節電所に登録しており、かつ、省エネルギーに積極的に取り組むことを宣言していること。
- ② 省エネルギーを推進するための責任者（事業所の長など）及び担当者（責任者と同一でも可）を決めていること。
- ③ 事業所で使用するエネルギー（燃料（重油、灯油、軽油、ガソリン、都市ガスなど）・熱・電気。事業所で保有している自動車で使用エネルギーを含む。）の使用量を把握し、グラフ化していること。
- ④ 事業所におけるエネルギーの使用に関する系統図（蒸気・圧縮空気・冷温水などを含む。）を整備していること。

指定の申込期間 5月1日～10月31日

指定の有効期間 指定の日～指定された年度の3月31日

指定の申込方法

かがわ省エネ節電所の登録時に手続きを行っていただきます。

※過去にかがわ省エネ節電所に会社単位で登録している場合は、事業所単位での登録が必要となります。

- ① かがわ省エネ節電所 **検索** からアクセスし、**事業所 新規登録** をクリック。
（過去に登録している場合は **マイページ** をクリックした後、**参加者情報変更** をクリック）

- ② 必要事項にチェックを入れた上で、かがわ省エネ節電所の登録方法に従って登録。

★申込みがあった場合、県が、指定の要件を満たしていることを確認した後、「省エネ推進事業所」に指定し、担当者に電子メールにて連絡します。

「省エネ推進事業所」の 指定の申し込み (申込期間：5月1日～10月31日)	<input checked="" type="checkbox"/> 「省エネ推進事業所」として、積極的に省エネルギーに取り組めます！ 「省エネ推進事業所」の指定を申し込む場合は、チェックを入れてください。 県が、取り組み項目の共通項目1（NO1～3）にチェックが入っていることを確認した後、「省エネ推進事業所」に指定します。
--	--

NO	区分	取り組み項目	削減電力量	削減CO ₂ 量	実施
1	共通項目1	省エネルギーを推進するための責任者(事業所の長など)及び担当者(責任者と同一でも可)を決めている。(※実施済の場合のみチェック)	-	-	<input checked="" type="checkbox"/>
2	共通項目1	事業所で使用するエネルギー(燃料(重油、灯油、軽油、ガソリン、都市ガスなど)・熱・電気。事業所で保有している自動車で使用エネルギーを含む。)の使用量を把握し、グラフ化している。(※実施済の場合のみチェック)	-	-	<input checked="" type="checkbox"/>
3	共通項目1	事業所におけるエネルギーの使用に関する系統図(蒸気・圧縮空気・冷温水などを含む。)を整備している。(※実施済の場合のみチェック)	-	-	<input checked="" type="checkbox"/>

省エネ推進事業所に指定されると・・・

- ・省エネ推進事業所一覧（事業所名・所在地）や取り組み事例(※)に掲載し、県のホームページ等で広く周知します。
(※)取り組み事例は、かがわ省エネ節電所の登録時に、「その他の取り組み項目」として独自の取り組みを記入いただいた場合のみ
- ・事業所名が変更となった場合や、指定を取り消したい場合には、県への届出が必要です。（その他の報告書などの提出は不要）

【問い合わせ先】 香川県 環境政策課 地球温暖化対策グループ
TEL：087-832-3215 FAX：087-806-0227 E-mail：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp